

台風等に対する非常措置について

京都・亀岡または京都府南部に「暴風警報」が発令されたとき

(その他の警報では平常通り授業)

1. 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業
2. 午前9時までに解除になった場合・・・3校時(10時50分)から授業
3. 午前11時までに解除になった場合・・・5校時(13時50分)から授業
(給食中止)
4. 午前11時現在, 暴風警報が発令中の場合臨時休業

なお, 学校へ登校する場合は集団登校になります。下記の時間帯にふだんの集合場所に集合させるようにしてください。

- (1) 午前7時までに解除になった場合・・・いつもの時間帯
- (2) 午前9時までに解除になった場合・・・午前10時~10時5分の間
- (3) 午前11時までに解除になった場合・・・午後1時~1時5分の間